

**札幌市都市公園の維持管理に関する協定における
費用見直し等に関する確認書（旭山記念公園）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）第29条第1項の規定に基づき、令和3年3月25日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び旭山記念公園みどりコンソーシアム（以下「乙」という。）が締結した札幌市都市公園の維持管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）第26条、第37条及び別表の規定に基づき、令和5年4月から令和6年3月に発生した経費の変動等について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第1条 協定により乙が管理する施設において、令和5年4月から令和6年3月までの期間における、光熱費高騰分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金683,000円」を支払う。

上記合意事項の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和6年 3月28日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区北1条東1丁目6番地16
旭山記念公園みどりコンソーシアム
代表者 公益財団法人札幌公園緑化協会
理事長 近藤 哲也

